

2月1日からスタート

市県民税申告相談



申告が必要なかた

☆9年1月1日現在、大館市に住んでいて、8年中（1月～12月）に、営業、農業、その他の事業、不動産（地代、賃金）、給料（中途退職を含む）などの所得があ

ります。個人の市県民税の税額は、市が皆さんから提出された申告書に基づいて計算しますので、期間内に正しい申告をお願いします。

申告が不要なかた

☆所得税の確定申告書を税務署へ提出するかた。
☆給与所得だけのかたで、給与支払い報告書が勤め先から市役所

つたかた。
☆8年中に所得はなかつたが、申告書が送られたかた。

※申告書裏面の「収入がなかつたかたへ」欄に記入のうえ、申告してください（郵送可）。
☆大館市に住んでいなくとも、9年1月1日現在、大館市に自分で使用している事務所、事業所または家屋敷があるかた。

農業所得があるかたへ

農業所得についても、個々の納稅義務者が収支会計するのが原則ですが、市では農業所得の收支を記帳していないかたのために、「農業所得基準」を作成しています。

この「農業所得基準」で申告するかたは、次のものを必ずご持参ください。
○臨時雇用費の控除を受けるかたは、雇用控帳、支払い金額などを証明できる資料。
○農産物を出荷したかたは、出荷買契約書など。
○農産物を出荷したかたは、出荷證明書や販売代金の精算書など収入金額がわかる書類。

営業所得・不動産所得があるかたへ

営業所得や不動産所得があると思われるかたには、申告書に収支

